

富谷市障害者活躍推進計画

令和2年4月

富 谷 市

富谷市障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

富谷市市長
富谷市教育委員会

I はじめに

近年、障害者が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう障害者雇用対策が積極的に進められています。

障害者雇用を進める上では、障害者の活躍の推進が必要です。障害者の活躍とは、障害者一人ひとりが能力を有効に発揮できることであり、雇用・就業し又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、全ての障害者がその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すことが必要となります。

本市においては、障害者の活躍の場の拡大のための取組を不断に実施する等、自律的なPDCAサイクルを確立できるよう、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づき、障害者活躍推進計画を作成することとしました。

本計画は「障害者活躍推進計画作成指針」に即し、率先して障害者を雇用すべき立場として本市の各機関が連携して策定するものであり、障害者一人ひとりの活躍の持続的な推進に関する取組の総合的かつ効果的な実施を図るものです。

II 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

III 策定主体

富谷市長、富谷市教育委員会

※計画の意義が任命権者による障害者の人事管理等のPDCAサイクルの確立を通じた障害者の活躍の推進にあることを踏まえ、職員数が5人以上である機関、他の機関との併任を受けていない職員が10人以上である機関において策定します。

IV 本市における障害者雇用に関する課題

本市においては、令和元年6月1日時点では法定雇用障害者数を達成しています。しかし、在職中に疾病等により障害者となった「中途障害者」である職員が多く、平成27年度実施の採用試験を最後に障害者に限定した採用活動を行っていません。今後障害者である職員の退職や職員数の増加により雇用率の低下が見込まれていること、地方自

治体における法定雇用率のさらなる引上げが予定されていることから、積極的な障害者雇用及び障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

V 目標

(1) 採用に関する目標

○計画期間内に新たに障害者の採用を目指す

(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：2.44%

※法定雇用障害者数(11名)達成

(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。

(2) 定着に関する目標

○離職者を極力生じさせない。

(評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。

本市は法定雇用率制度において各機関を同一の機関とみなす特例認定を受けていることから、全機関合算での目標を設定しています。

VI 取組内容

(1) 富谷市

1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)全員について宮城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害に関する理解促進・啓発のための研修会を実施する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討する。 ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	(1) 職務環境 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している業績評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望

	を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 (2) 募集・採用 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援期間からのみの受け入れを実施する。 (3) 働き方 時間単位での年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 (4) その他の人事管理 ・必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ・中途障害者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院等への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設などへの発注などを通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

(2) 富谷市教育委員会

1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している業績評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて人事担当と共に検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

	○時間単位での年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援期間からのみの受け入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設などへの発注などを通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。